

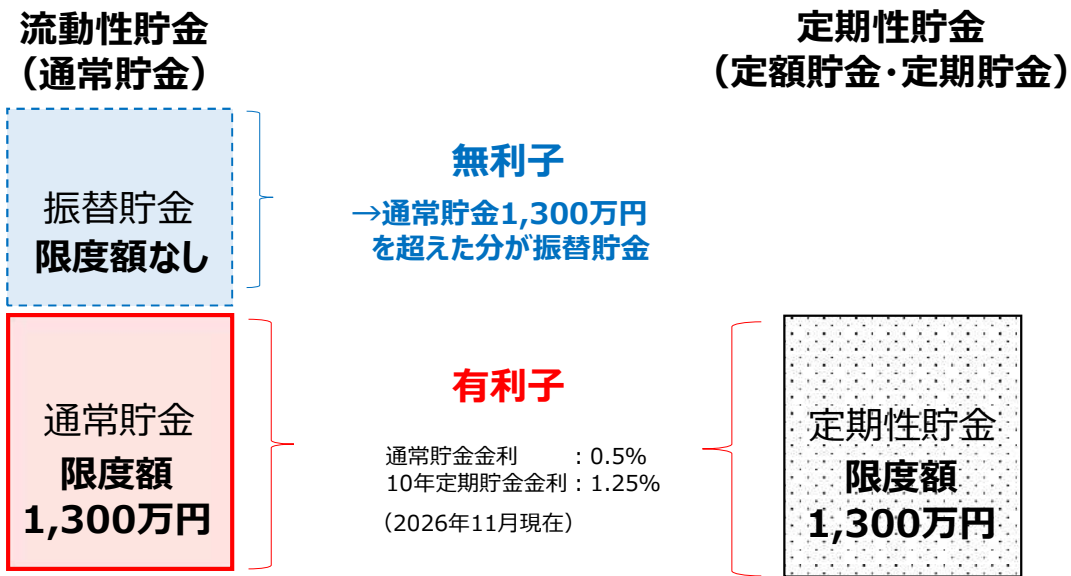
ゆうちょ銀行における預入限度額等について

2026年10月9日



1-1 ゆうちょ銀行における貯金の預入限度額の仕組み

【預入限度額の仕組み（2019.4.1～現行）】



【預入限度額の変遷】

実施年月	預入限度額
⋮	明治8年の郵便貯金事業創業時は500円で開始
1973年12月	150万円 → 300万円
1988年4月	300万円 → 500万円
1990年1月	500万円 → 700万円
1991年11月	700万円 → 1,000万円
2016年4月	1,000万円 → 1,300万円
2019年4月	通常貯金、定期性貯金それぞれの別個の預入限度額1,300万円（合計で2,600万円）

※ 財形貯金各種（財産形成定額貯金、財産形成年金定額貯金、財産形成住宅定額貯金）を除く。財形貯金各種の預入限度額は550万円

【預入限度額の根拠法令】

郵政民営化法施行令 第2条 （郵便貯金銀行の預入限度額） （限度額改定における施行日：2019年4月1日）

1-2 2018.12以降の「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する意見(3年検証)」の検討状況

年月	実施者	意見書	所見・実施事項
2018.12.26 (平成30年)	郵政民営化委員会	郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する意見(3年検証)	(略) 現在の限度額規制については、 ① 年金、給与等の振込の都度、限度額を超過するケースがあり、前回の限度額規制の緩和により超過者数が一時的に減少したものの、その後は増加傾向にあること ② 平均的な退職金、相続資金、保険金等の全額を有利子で預け入れることができず、振込先としての預金サービスとして十分ではないこと。また、家庭内で保管している資金（いわゆるタンス預金）をまとめて預け入れることが困難な場合があり、災害や盗難等のリスク回避の観点から支障があること ③ 投資信託等の購入資金やその満期・解約金等の一時的受皿（資金待機場所）としての預金サービスとして十分ではないこと ④ 通常貯金と定期性貯金を利用者が合算し主体的にコントロールする限度額管理の仕組みは、利用者にとって複雑かつ煩雑であり、特に高齢者にとって分かりにくいこと、⑤この仕組みの説明や限度額超過者に対する減額要請等が郵便局等の大きな負担となっていることといった点で、依然として、利用者利便等についての支障が残っていることが明らかとなった。 (略)「通常貯金を限度額の管理対象から除外する方法」は、限度額管理の古い仕組みを是正するものであり、前述の利用者利便に係る支障等を大幅に解消し、金融面でのユニバーサルサービスを展開していく上で「最も多くの人々のニーズに合うものである。 なお、所見において「通常貯金を限度額の管理対象から除外する方法」とともに「検討に値する」とされた「通常貯金と定期性貯金の限度額を別個に設定する方法」も同様に、限度額管理の古い仕組みを是正するものであり、これにより、定期性貯金の残高に応じて利用者自らが通常貯金に係るオートスウィングの基準額を変更しなければならないという負担はおおむね解消されることとなる。 一方、「通常貯金を限度額の管理対象から除外する方法」に対し、「超低金利環境下での通常貯金の限度額規制の撤廃は、定期性貯金を含めたすべての限度額規制の撤廃と同じ」、「地方の体力が弱った一部金融機関からの資金シフトを加速させ、信用不安の引き金になる」、「ゆうちょ銀行と民間金融機関との連携を阻害する」、「送金に係る手数料が安いゆうちょ銀行に法人利用が流れる」等の強い懸念や、ゆうちょ銀行が進めている取組（貯金残高をコントロールしつつ国際分散投資を推進、つみたてNISA等への投資を推進、地域金融機関との連携を強化）を大きく妨げるおそれがあるとの意見が示された。 こうした懸念等に配慮することが 限度額規制の緩和を今後円滑に実施していく上で必要であると考えられる。このため、今回の限度額規制の緩和は、「通常貯金を限度額の管理対象から除外する方法」により行うことも考えられるが、こうした懸念等に配慮すれば現実的に対応可能な選択肢として、「通常貯金と定期性貯金の限度額を別個に設定する方法」による具体的措置を講じるべきと考える。 (略)したがって、当委員会としては、利用者利便に係る支障を解消する観点等から、金融庁及び総務省に対し、次の考え方を踏まえ、限度額に係る政令改正案を早期に策定することを求めたい。 通常貯金と定期性貯金の限度額を別個に設定することとし、限度額は、それぞれ 1,300万円ずつ同額とする。 その実施時期については、平成 31 年 4 月からの実施を目指す。 日本郵政グループ及び政府に対し、以下の2点の取組を求める。 ① 貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること。 ※給与振込口座の獲得など顧客基盤拡大を評価項目とすることを否定するものではない ② 将来の見直しについては、グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を2/3未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること。
2019.4.1 (平成31年)	通常貯金、定期性貯金それぞれの別個の預入限度額1,300万円		

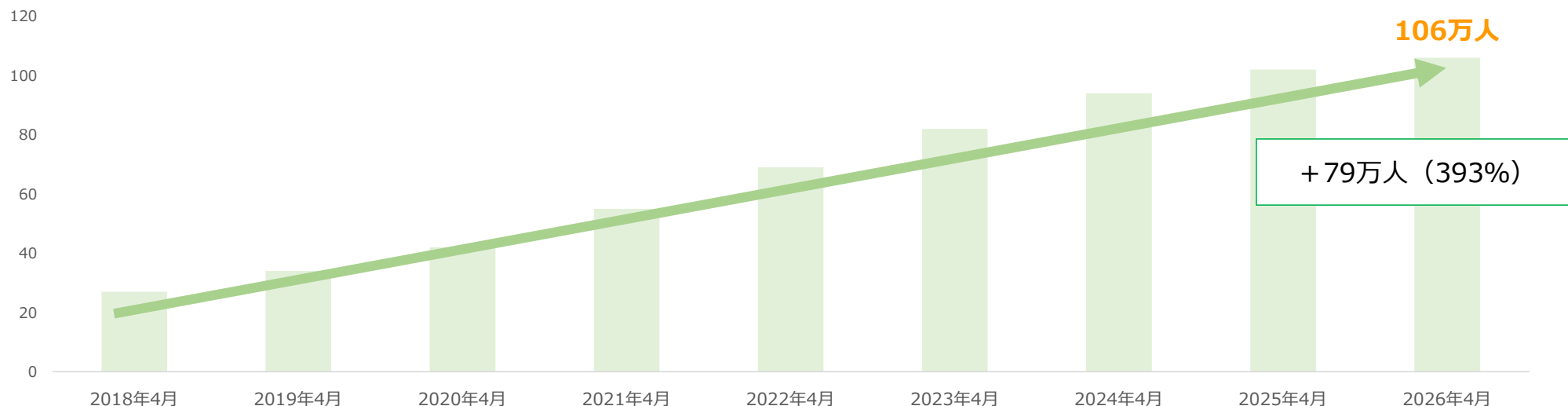
1-2 2018.12以降の「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する意見(3年検証)」の検討状況

年月	実施者	意見書	所見・実施事項
2021.4.22 (令和3年)	郵政民営化 委員会	郵政民営化 の進捗状況に ついての総合 的な検証に 関する意見 (3年検証)	将来の限度額の見直しについては、当委員会の意見書（平成30年12月）において、日本郵政グループ及び政府に対して、 <u>グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却することを条件に通常貯金の限度額について検討することを求めたところ</u> であり、今後も限度額の変更の検討に当たっては前述の取組が必要となる。
2023.6 (令和5年)	第2次売り出しによって、日本郵政のゆうちょ銀行の株式保有率2/3未満		
2023.12.12 (令和5年)	池田社長	郵政民営化 委員会 でのヒアリング	当行 B/S に日銀当座預金を含む預け金等が 足許 63 兆円を超える規模で積み上がっていること、法人への相対貸出を実施していないこと等を踏まえ、 <u>当行としては、グループ中計で掲げている保有割合 50 %を下回り、新規業務が届出制になるなど経営の自由度が向上する一環として、通常貯金の限度額については何らかの検討をする方向としたい</u> と考えております。
2024.3.7 (令和6年)	郵政民営化 委員会	郵政民営化 の進捗状況に ついての総合 的な検証に 関する意見 (3年検証)	<u>通常貯金の限度額の見直しについては、平成30年12月及び令和3年4月の当委員会の意見書と同様の考え方に立ち、前述のヒアリング結果及びかねてから当委員会として述べている点も踏まえつつ、日本郵政グループ、総務省及び金融庁に対して今後の経済情勢の変化等に応じた検討を引き続き求めていきたい。</u>
2025.6 (令和7年)	第3次売り出しによって、日本郵政のゆうちょ銀行の株式保有率1/2未満		

1-3 通常貯金の限度額超過顧客

○ 通常貯金の限度額を超える金額を預入いただいている顧客数は、約106万人、8年で+79万人（393%）。

1 通常貯金の限度額超過顧客数の推移



2 年金、給与受取のうち、通常貯金残高1,300万超の顧客数

	顧客数	
	2018年	2026年
年金受取総顧客数	1,013万人	→ 955万人
うち通常貯金残高1,300万超	9万人 (0.9%)	→ 42万人 (4.4%)

	顧客数	
	2018年	2026年
給与受取総顧客数	661万人	→ 808万人
うち通常貯金残高1,300万超	3万人 (0.5%)	→ 11万人 (1.3%)

※（ ）は総数に対する割合

3 資産運用商品1,300万円超取引実績

	2018年度	2025年度
資産運用商品1,300万円超取引件数	8,971件	→ 19,044件
うち、投資信託	7,827件	→ 5,738件
うち、ファンドラップ	—	→ 1,289件
うち、変額年金保険	261件	→ 346件
うち、国債	883件	→ 11,671件

（出所）社内データ、各年度における販売および解約件数の合計実績、販売、解約それぞれで顧客別に同一日の取引は合算してカウント

1-4 退職金、死亡保険加入額、相続財産の状況

○ 退職金、死亡保険金、相続財産における現金等は、概ね2,000万円以上。

1 退職金

	退職金平均額
民間企業（定年退職者）	2,331万円
国家公務員（常勤職員定年退職者）	2,160万円
地方公務員（一般行政職員定年退職者）	2,226万円

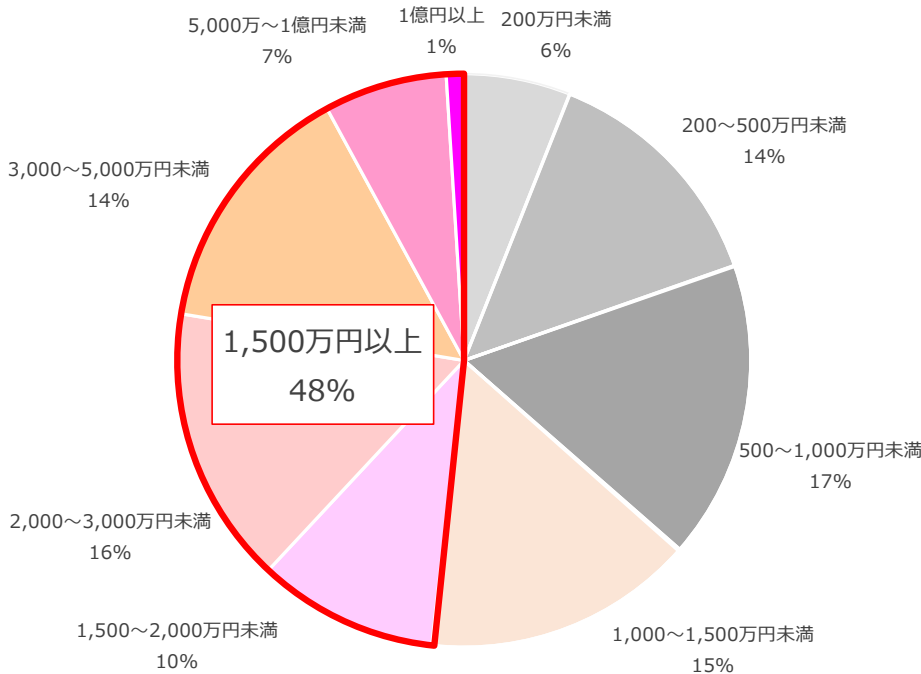
（出所）
民間企業：人事院「民間企業退職給付調査（令和3年度）」から定年退職、勤続年数35年の退職給付額からゆうちょ銀行作成
国家公務員：内閣官房「退職手当の支給状況（令和6年度）」から常勤職員、定年の平均支給額からゆうちょ銀行作成
地方公務員：総務省「令和7年4月1日地方公務員給与実態調査結果」から25年以上勤続後の定年退職からゆうちょ銀行作成

2 死亡保険加入額、相続財産の現金・預貯金等

	平均額
世帯の死亡保険加入額	1,936万円
相続財産の現金・預貯金等	2,369万円

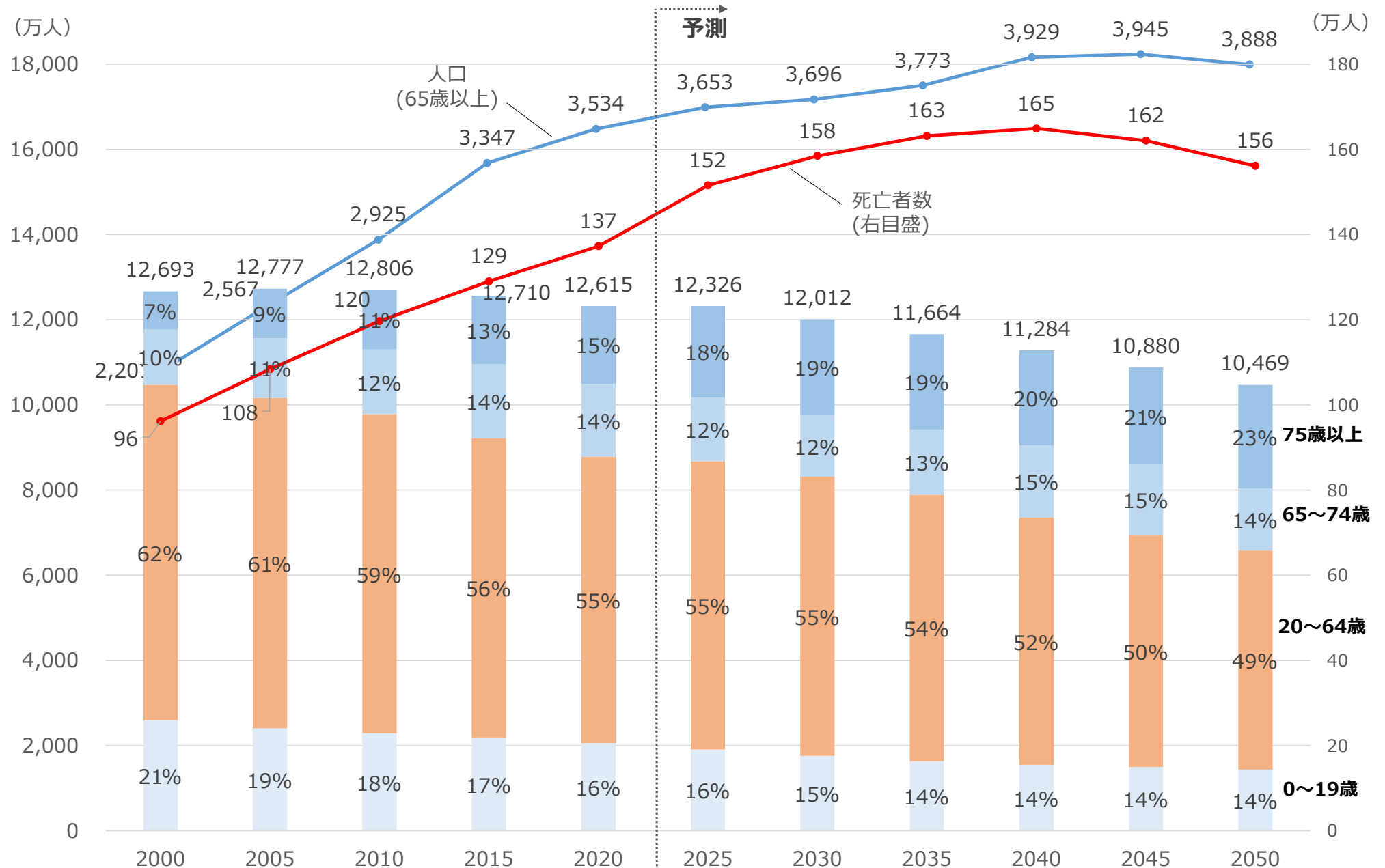
（出所）
世帯の死亡保険加入額、内訳：公益財団法人生命保険文化センター「2024（令和6）年度生命保険に関する全国実態調査」から世帯の普通死亡保険金額（全生保）からゆうちょ銀行で作成
相続財産の現金・預貯金等：国税庁「令和6年分相続税の申告実績の概要」から相続財産の現金・預貯金等を相続人で除してゆうちょ銀行で作成
相続税の対象者のみ、全員が現金等の対象ではない可能性

【世帯の死亡保険加入額の内訳（世帯数ベース）】



1-5 人口と相続発生数の見通し

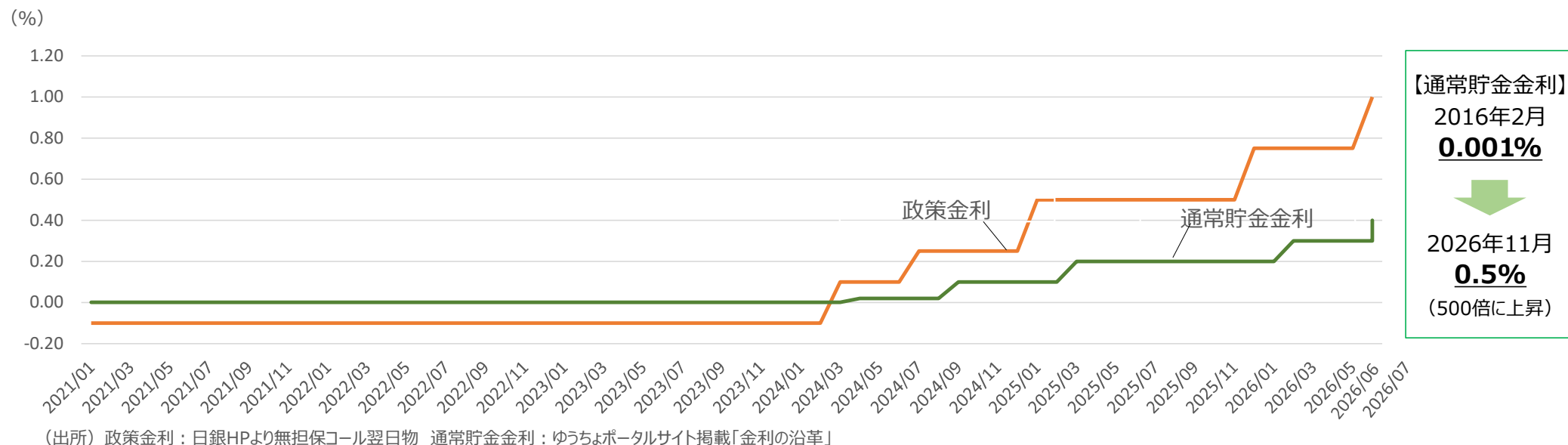
○ 今後、65歳以上人口、死亡者数が増加見込みであり、相続発生数の増加が見込まれる。



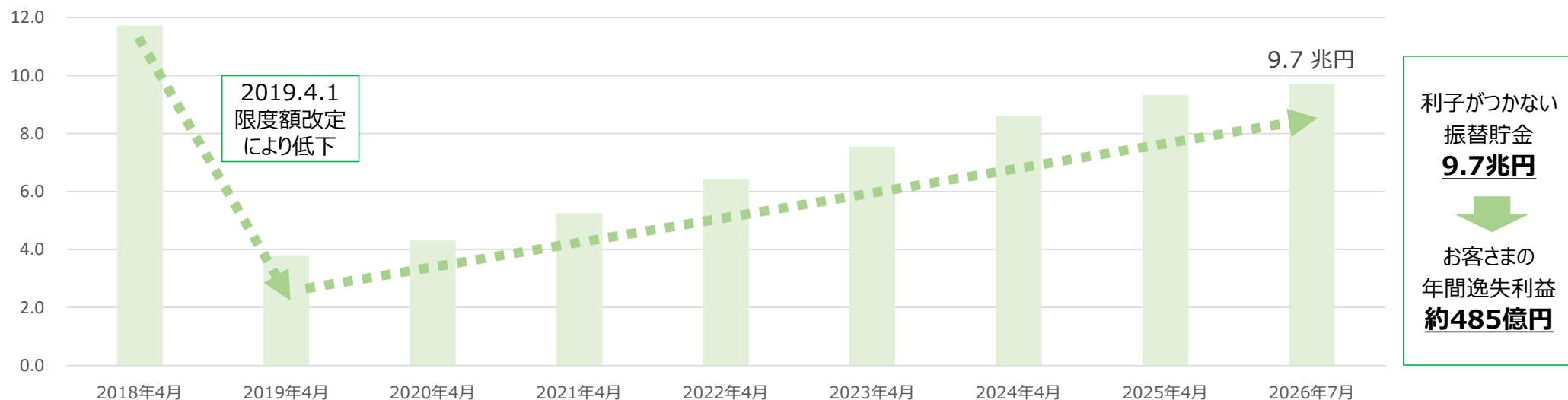
1-6 金利および振替貯金（総合口座）残高の推移

- 政策金利の上昇に伴い、ゆうちょの通常貯金金利は2026年11月時点で0.5%。
- 利子につかない振替貯金（総合口座）残高が 9.7兆円あるため、お客さまは概算で約▲485 億円の金利による年間逸失利益があると推計。

1 金利の推移



2 通常貯金の限度額を超えた振替貯金残高の推移

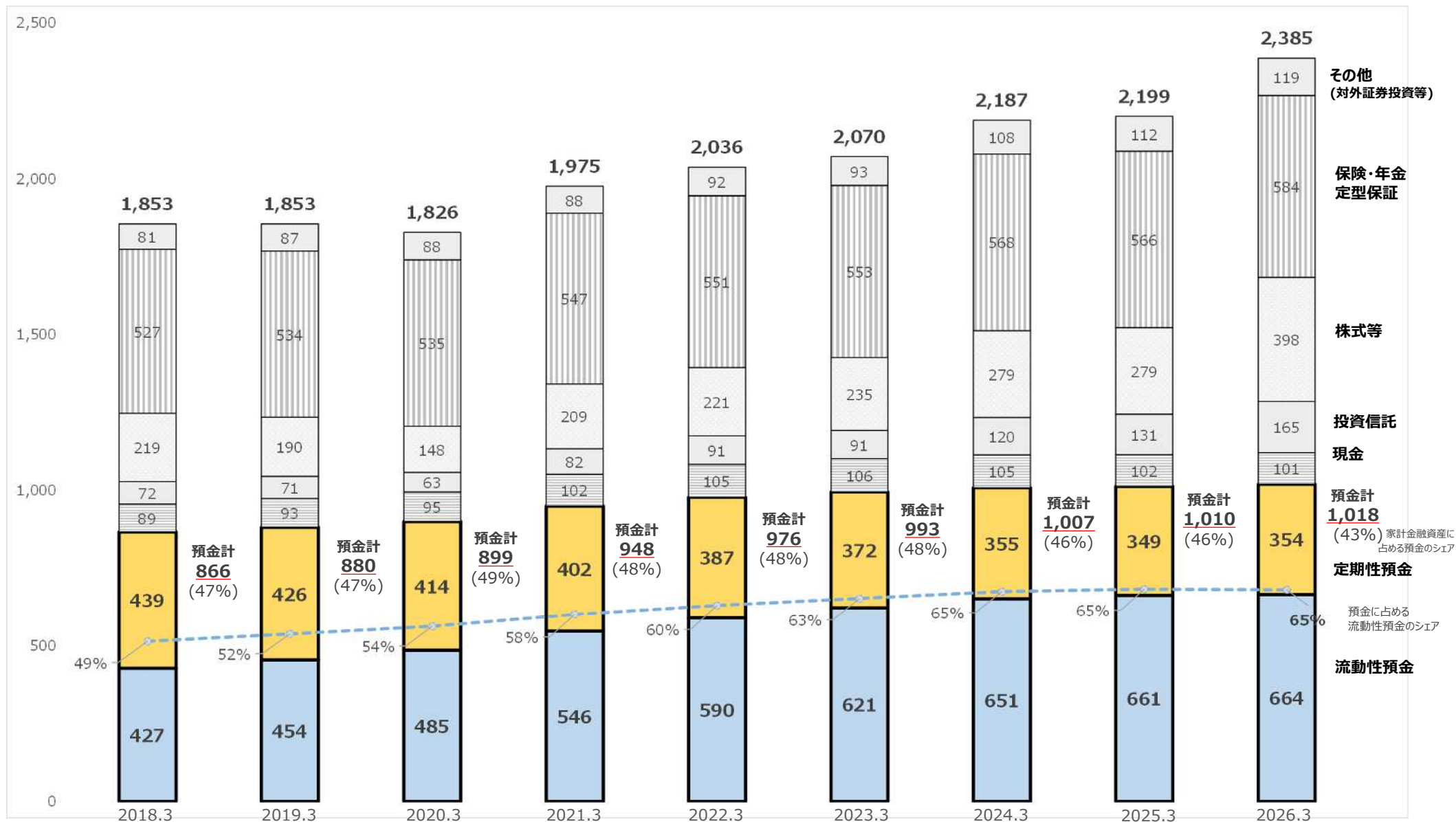


(出所) 社内データ

1-7 家計の金融資産の変遷

- 家計金融資産残高は過去8年間で約530兆円増加し、過去最高の約2,400兆円に迫る水準。
- 家計の金融資産に対する預金の割合は減少しつつあるが、預金は引き続き最大の保有資産。

(兆円)



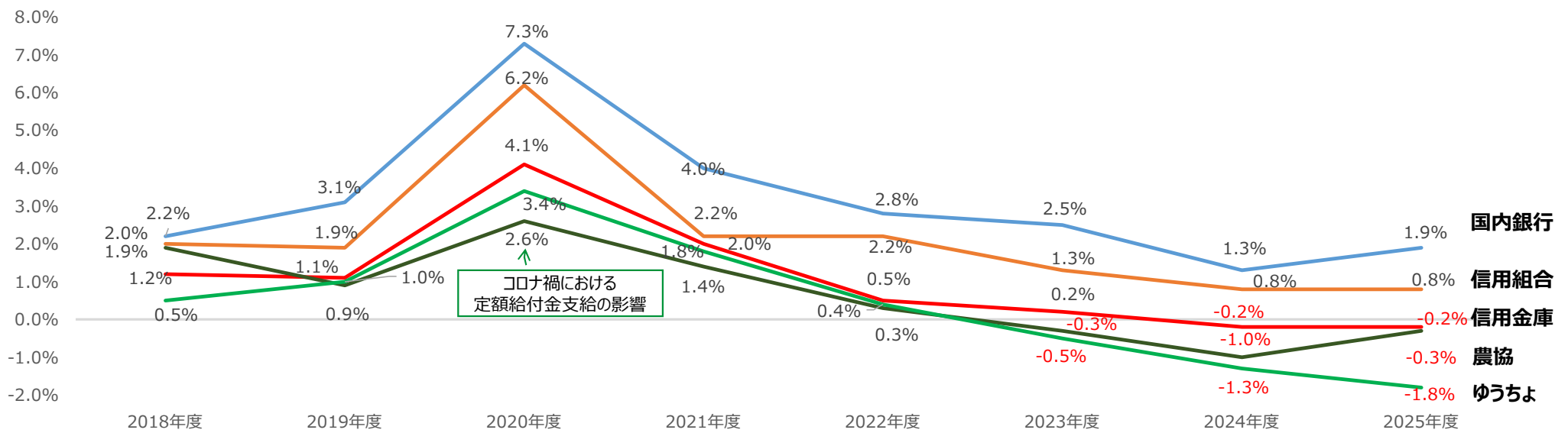
(出所)日本銀行「資金循環統計」からゆうちょ銀行作成 / 2026年3月末の値は速報値

注)「外貨預金」は、「その他」に含む

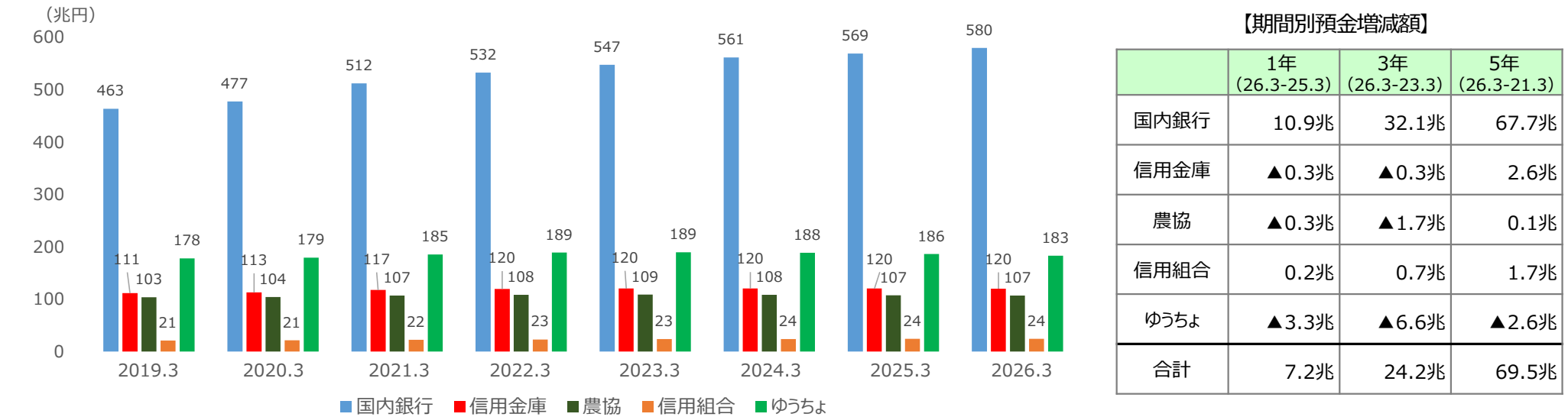
1-8 業態別の個人預金残高の推移

○ ゆうちょの個人貯金※の伸び率は、金融機関の中でも相対的に低位で推移。

1 預金残高増減率の推移

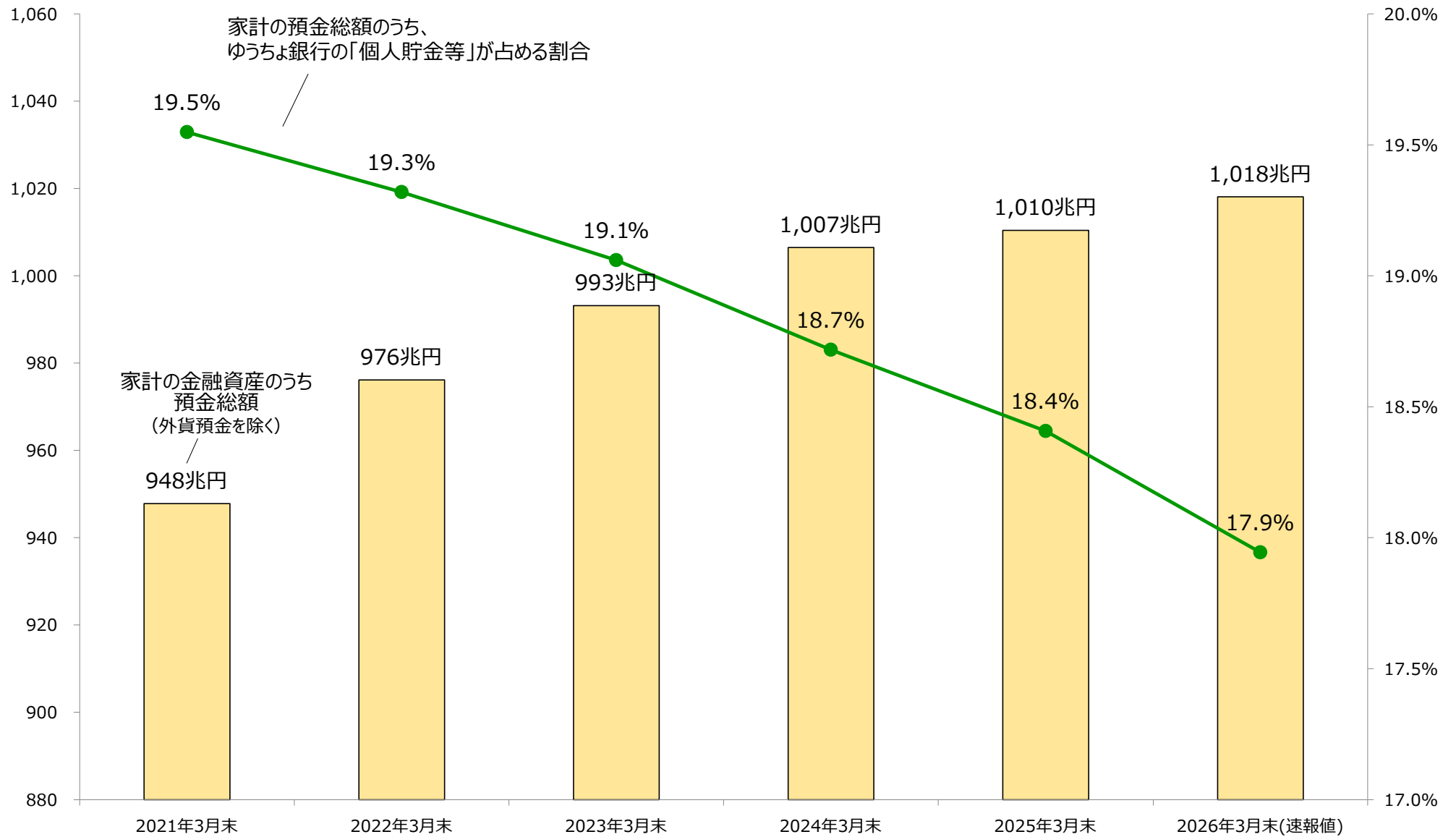


2 預金残高の推移



1-9 家計部門の「預金」に占める当行の貯金の割合

<家計の預金総額：兆円>

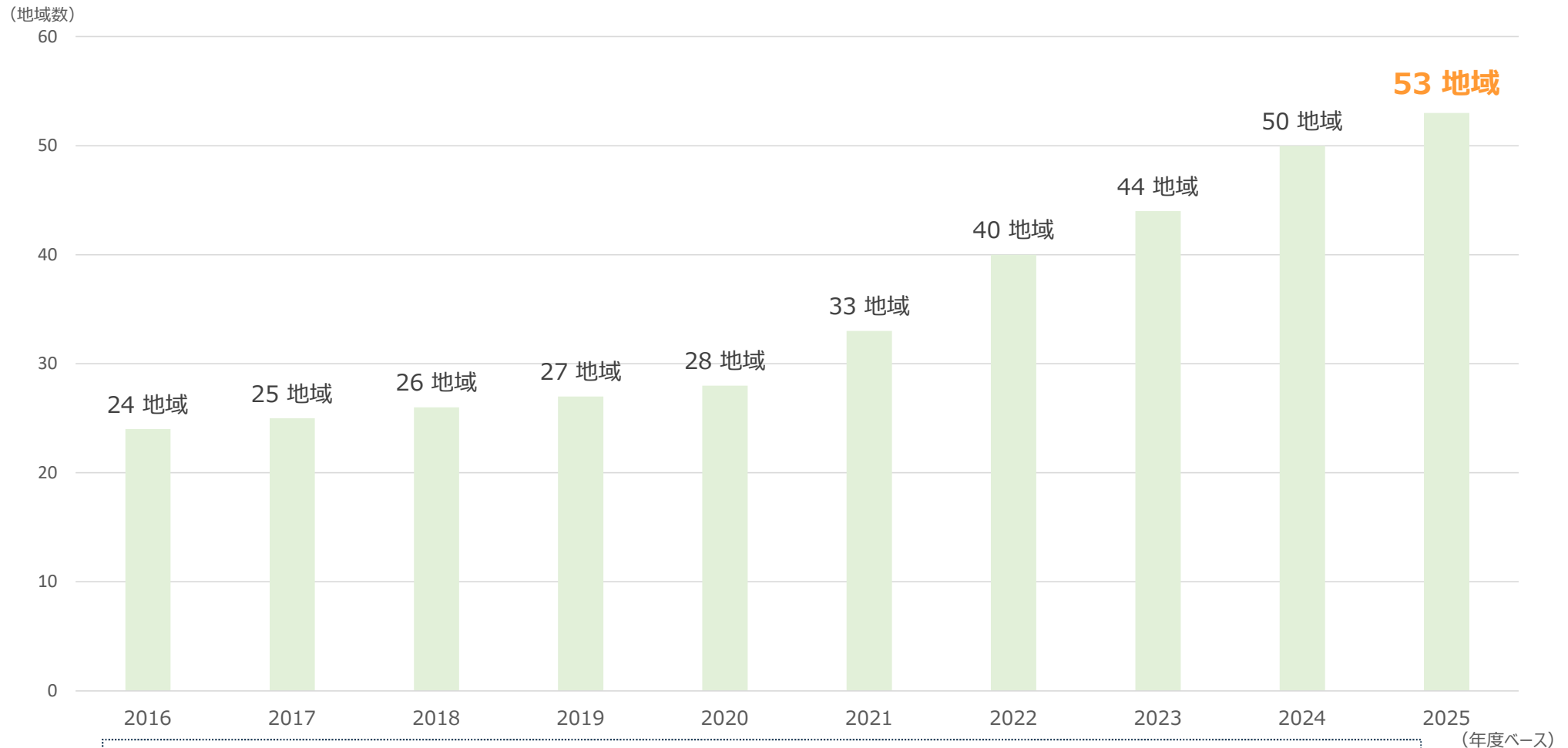


※ 日本銀行「資金循環統計」における家計の金融資産のうち、「流動性預金」及び「定期性預金」の合計金額を分母とし、ゆうちょ銀行の「個人預金等」残高を分子とした割合でゆうちょ銀行作成

※ 2026年3月末の資金循環統計は速報値

1-10 他の一般の金融機関が無い地域（郵便局のみ存在する地域）の変遷

○ 地方では金融機関の撤退が進んでおり、他の一般の金融機関が無い地域は増加傾向（10年で2倍超）。



【参考：預入限度額制限の適用を受けない法人】

他の一般の金融機関が無い地域において、郵政民営化法第108条に定められている法人は預入限度額規制から除外

- ① 郵政民営化法第108条で定める地域に主たる事務所を置く次の法人
 - ・ 所得税法別表第1に掲げる法人（地方公共団体、学校法人、共済組合等）
 - ・ 労働組合、国家公務員法第108条の2第1項に規定する職員団体及び地方公務員法第52条第1項に規定する職員団体
 - ・ 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を営営する営利を目的としない団体
- ② 独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
- ③ 以下の日本郵政グループ会社
 - ・ 日本郵政株式会社
 - ・ 日本郵便株式会社
 - ・ 株式会社かんぽ生命保険

2-1 貯金獲得に係るインセンティブの見直しの経緯

実施時期	実施者	所見・実施事項
2018年 12月26日 (平成30年)	「3年検証」 記載事項	通常貯金と定期性貯金の限度額を別個に設定することとし、限度額は、それぞれ1,300万円ずつ同額とする。その実施時期については、平成31年4月からの実施を目指す。日本郵政グループ及び政府に対し、以下の2点の取組を求める。 ① <u>貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること。</u> ※ <u>給与振込口座の獲得など顧客基盤拡大を評価項目とすることを否定するものではない</u> ② (略)
2019年 3月25日 (平成31年)	ゆうちょ → 郵政民営 化委員会にて説明	「預入限度額制度改定に向けた準備状況等について」 ○ <u>貯金獲得インセンティブ撤廃への対応</u> ・<u>日本郵便（郵便局）及びゆうちょ銀行（直営店）の業績評価の見直し</u> ⇒ <u>貯金獲得に係る業績評価項目を廃止し、投信等の他の評価項目への振替</u> ・<u>日本郵便の貯金獲得に係る営業手当の他項目への振替については、可及的速やかに実施すべく、対応中</u> ・指示文書において、預入限度額の改定を契機とした、他の金融機関からの預け替え勧奨を慎むよう指示 (以下略)
2019年4月 (平成31年)	通常貯金・定期性貯金の限度額をそれぞれ1,300万円ずつ	

※ 3年検証：「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見について」

2-2 貯金獲得インセンティブ撤廃への対応

2019年（平成31年）3月25日 第200回郵政民営化委員会提出資料「預入限度額制度改定に向けた準備状況等について」（抜粋）

○ 意見書で求められている「貯金獲得に係るインセンティブの他の評価項目への振替等による撤廃」について、以下の通り、対応を実施

#	対応内容
1	ゆうちょ銀行（直営店）及び日本郵便（郵便局）の業績評価の見直し ⇒ <u>貯金獲得に係る業績評価項目を廃止</u> し、投信等の他の評価項目への振替
2	日本郵便の貯金獲得に係る営業手当の他項目への振替については、可及的速やかに実施すべく、対応中。
3	日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行の <u>3社長連名のトップメッセージを発出</u>
4	指示文書において、預入限度額の改定を契機とした、他の金融機関からの預け替え勧奨を慎むよう指示
5	引き続き、貯金種類別の <u>残高状況や他業態との預金増減率の比較のモニタリングを継続</u> <u>加えて、詳細分析として、流動性・定期性貯金ごとの預金残高階層の状況を注視</u>

貯金に関する業績評価項目を以下のとおり廃止。

	営業手当（個人）の評価項目	組織業績評価の評価項目
郵便局	・定額・定期貯金新規預入額	・総貯金純増額 ・定額・定期貯金新規預入額 ・定額貯金満期再預入率
ゆうちょ銀行直営店	・定額・定期貯金新規預入額	・総貯金純増額 ・定額貯金満期再預入率

(参考) ゆうちょ銀行における上乗せ規制

○ 郵政民営化法上の規制

	規制項目	規制概要	備考
1	限度額	通常貯金 : 1,300万 定期性貯金 : 1,300万	それぞれ別枠で管理
2	新規業務	届出制	令和7年7月に認可から届出制に移行 他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を 阻害することのないよう特に配慮する義務あり。
3	子会社保有	認可	合併・事業の譲受け (M&A) を含む。 (例) 資産運用会社 等
4	銀行保有	禁止	合併・事業の譲受け (M&A) を含む。 (例) 銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金 庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工中金

※ この他、他の銀行と同様、銀行法の規制（新規業務の承認（免許条件として付されているため）、子会社保有の認可、銀行による議決権保有の上限）あり。



○ 次のいずれか早い日を「郵便貯金銀行に係る特定日」として、上乗せ規制が撤廃される（郵政民営化法第104条第1項）

- ・日本郵政株式会社がゆうちょ銀行**株式の全部を処分**した日
- ・1/2の株式を処分した以降、**内閣総理大臣及び総務大臣が移行期間の終了を決定**した日